

— ご存じですか？ —

高額医療・高額介護合算療養費制度

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減するもので、世帯内の同じ医療保険加入者全員が、1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給するものです。

平成27年度の支給要件・自己負担限度額

支給要件

世帯内の同じ医療保険加入者全員が、それぞれ平成26年8月～平成27年7月末の間に支払った医療保険・介護保険の自己負担が次の基準額を超える場合に、その超えた額を支給します。

自己負担 限度額

◆70歳未満

- ・所得(注1)が901万円を超える方……………176万円
- ・所得(注1)が600万円を超え901万円以下の方……………135万円
- ・所得(注1)が210万円を超え600万円以下の方……………67万円
- ・所得(注1)が210万円以下の方(住民税非課税世帯を除く。)……………63万円
- ・住民税非課税世帯の方……………34万円

◆70歳以上75歳未満または後期高齢者医療被保険者

- ① 被保険者証の負担割合が「3割」の方……………67万円
- ② ①・③・④以外の方……………56万円
- ③ 世帯全員が市民税非課税の方……………31万円
- ④ ③のうち、世帯全員の所得(注1)が一定基準以下(注2)の方……………19万円

※(注1)：平成25年中(平成25年1月1日～12月31日)の基準所得額

※(注2)：世帯全員が住民税非課税で各種収入などから必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯の方(公的年金は収入から80万円を控除)



支給対象となる方への「お知らせ」および申請手続きの「留意点」

- 自己負担限度額は、毎年8月1日から翌7月31日まで（1年間）の医療保険と介護保険の自己負担額の合算が対象です。
- 高額療養費や高額介護（予防）サービス費に相当する額は、計算対象の自己負担額から除いて計算します。
- 医療保険と介護保険のどちらか一方の利用の場合は、対象となりません。
- 支給の対象となる被保険者には「お知らせ」を送付しています。

○次に該当する方には、上記のお知らせができない場合があります。

◆平成26年8月～平成27年7月末の間に

- ・市町村を越える住所変更をした方
- ・他の医療保険制度から後期高齢者医療制度に移った方

※上記の支給要件を参考に、支給の対象となるかを確認し、詳しくは問い合わせてください。

※社会保険（会社の健康保険）に加入している方は、会社に問い合わせてください。



問合せ先 国市民窓口グループ ☎52-1111（国民健康保険 内線261・262）
（後期高齢者医療 内線227）
いきいき広場内 介護保険・障がいグループ ☎52-9871